

鹿児島県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、地方公共団体等が行う水道施設及び保健衛生施設等の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与するため、「生活基盤施設耐震化等交付金の交付について」(令和4年4月1日厚生労働省発生食0401第1号。以下「国の要綱」という。)に基づき事業を行う者に対し、予算の範囲内において生活基盤施設耐震化等補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則(昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。)に定めるほか、生活基盤施設耐震化等交付金取扱要領(令和5年4月3日健発0403第2号、生食発0403第3号。以下「国の要領」という。)及びこの要綱に定めるところによる。

(補助の対象となる事業)

第1条の2 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、国の要綱第6及び、国の要領第3に規定する事業のとおりとする。

(補助対象事業者)

第1条の3 この要綱で定める補助対象事業者は、国の要綱第6第1項(1)のうち水道施設に係る事業及び(2)、(3)、(4)の事業(以下「水道施設関連事業」という。)においては、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者(民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)(以下「PFI法」という。)第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者)に公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。)とする。

2 国の要綱第6第1項(1)のうち保健衛生施設等に係る事業(以下「保健衛生施設等関連事業」という。)においては、市町村、非営利法人等とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2条 補助対象事業の補助金の対象経費は、水道施設関連事業においては国の要領第7第1項(1)のとおりとし、補助金の額は、同項(2)により算出した額を基に、国から交付される交付金の範囲内において知事が別に定める。

2 保健衛生施設等関連事業の補助額の算定方法は、国の要領第7第2項により算定し、国から交付される交付金の範囲内において知事が定める。

(生活基盤施設耐震化等事業計画の提出等)

第2条の2 この補助金を受けようとする補助対象事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した別紙様式1による「生活基盤施設耐震化等事業計画」を作成し、その他必要な書類を添付して、これを知事に提出するものとする。

なお、国の要綱第6第1項の(2)の事業を実施する場合は、別紙様式1の別添「市町村広域化計画」を添付するものとする。

- (1) 計画の名称
- (2) 計画の目標

- (3) 計画の期間
- (4) 計画の目標を達成するために必要な補助対象事業
- (5) 計画の期間における補助対象事業の全体事業費
- (6) 補助対象事業等の効果の把握及び評価に関する事項
- (7) その他必要な事項
(事業評価等)

第2条の3 事業の評価については、国の要綱第17のとおりとする。

なお、この場合において、「厚生労働大臣」とあるのは「知事」に、「都道府県」とあるのは「補助対象事業者」に、「公表する」とあるのは「知事に提出する」に、「第9第1項」とあるのは、「鹿児島県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱第2条の2」にそれぞれ読み替えるものとし、第3項中「これを公表するとともに、」及び「同様に公表及び」については削除して読み替えるものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 補助金等交付申請書の提出期限は、知事の定める日とし、その提出部数は1部とする。

(補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、規則及びこの要綱の規定に従うこと。
- (2) 補助金の交付の決定通知を受けた事業（以下「補助金事業」という。）を行う者（以下「補助金事業者」という。）が、当該事業について契約をする場合においては、補助金事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不相当である場合を除き競争入札によること。
- (3) 補助金事業によって取得した財産については、補助金事業の完了後においても、当該財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (4) その他の条件については、国の要綱第14の（1）から（6）、（8）及び（11）とする。なお、この場合において、「交付対象事業」とあるのは「補助対象事業」に、「厚生労働大臣」とあるのは「知事」に、（2）中「別紙様式4」とあるのは「別記第8号様式」に、（2）中「2月20日」とあるのは「1月31日」に、（11）中「（9）」とあるのは「鹿児島県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱第4条（1）から（3）」とそれぞれ読み替えるものとする。ただし、（4）及び（8）中「厚生労働大臣が別に定める」及び（11）中「厚生労働大臣」については読み替えないものとする。

(決定の通知)

第5条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

2 前項の規定による交付決定通知を受ける前に事業に着手しようとする補助金事業については、交付決定前着手届出書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

(補助金事業の内容等の変更)

第6条 規則第7条第1項の補助事業等の内容の変更事由は、次の各号に掲げる変更をしようとする場合とする。

- (1) 給水区域
- (2) 給水人口
- (3) 給水量
- (4) 構造物（貯水池，さく井，取水井，ポンプ室，沈殿地，ろ過池，薬品混和装置及び混和池，滅菌装置，配水池等の施設をいう。以下同じ。）について，次に掲げる事項
ア 施工場所（100メートル以内の変更の場合を除く）
イ 形状寸法及び材質（当該構造物の原計画能力に変更を生じない程度の変更の場合を除く。）
ウ 数量（当該構造物の設置数量をいう。）
- (5) 管渠（構造物の附帯設備である管渠を除く。）にあつては，総延長の30%以上の増減が生じた場合
- (6) 工事しゅん工期日（30日以上遅延する場合に限る。ただし，工事が翌年度にしゅん工する場合は，本項による手続きによらず第4条の（4）によって読み替えられた国の要綱第14の（2）によりその手続きをとること。ただし，翌年度に繰り越した事業は，やむを得ない事由のため当該年度内にしゅん工の見込のない場合，若しくは本項の事業計画（本号を除く。）の変更があつた場合に限る。）
- (7) 事業に要する経費の配分変更であつて，次の事項を変更しようとする場合
ア 本工事費，附帯工事費，用地費及び補償費，調査費，機械器具費，営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合
イ 本工事費，附帯工事費，用地費及び補償費，調査費，機械器具費，営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は，別記第4号様式によるものとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は，変更承認のみを行う場合は変更承認通知書（別記第5号様式）により，変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書（別記第6号様式）により行うものとする。

（申請の取り下げ）

第7条 規則第8条第1項の規定により申請の取り下げをすることの出来る期間は，交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過するまでとし，申請の取り下げは申請取下届出書（別記第7号様式）により行うものとする。

（状況報告等）

第8条 規則第11条の規定による状況報告等は，次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 補助金事業者は，補助金事業を中止し，又は廃止しようとするときは，あらかじめ状況報告書（別記第8号様式）を知事に提出し，その承認を受けなければならない。
- (2) 補助金事業者は，補助事業が予定の期間内に完成の見込みがないと認めるときは，その理由及び補助金事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出して，その指示を求めなければならない。

（実績報告等）

第9条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第9号様式によるものとする。

2 補助事業等実績報告書の提出期限は、補助金事業が完了した日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日）から起算して1月を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで、知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、別記第10号様式による年度終了実績報告書を、補助金の交付決定に係る当該年度の3月31日まで、知事に提出するものとする。

3 補助事業等実績報告書及び年度終了実績報告書の提出部数は2部とする。

（補助金の額の確定）

第10条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、補助金交付確定通知書（別記第11号様式）により行うものとする。

（消費税に係る取扱い）

第10条の2 補助金事業者は、補助金の交付申請において当該補助金に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

2 補助対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、別記第12号様式による報告書を速やかに、遅くとも交付対象事業完了日の属する年度の翌々年度5月31日までに知事に提出しなければならない。なお、知事は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を命ずる。

（補助金の交付）

第11条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、別記第13号様式のとおりとする。

2 この補助金は、概算払いにより交付することができる。

3 規則第16条第3項の概算払申請書は別記第14号様式のとおりとする。

（財産処分の制限）

第12条 規則第21条ただし書並びに同条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産の種類及び期間は、国の要綱第14（4）及び（8）ただし書の例によるものとし、補助金事業者が、同条の規定により制限を受けた財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲り渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとする場合は、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について（平成20年4月17日健発第0417001号）」を準用し、知事の承認を受けるものとする。

（補助金調書）

第13条 補助金事業者は、補助金事業に係る予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記第15号様式による補助金調書を作成しておかなければならない。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

1 この要綱は、この要綱の施行の日以後に交付の決定がなされる交付金について適用し、同日前に交付の決定がなされた交付金については、なお従前の国の要綱及び国の要領の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月25日から施行し、改正後の鹿児島県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年7月7日から施行し、改正後の鹿児島県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱の規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月26日から施行し、改正後の鹿児島県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱の規定は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年7月6日から施行し、改正後の鹿児島県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年7月27日から施行し、改正後の鹿児島県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱の規定は、令和5年4月3日から適用する。